

雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度（上）

森 公 章

はじめに

従来、十世紀以降の郡司制度の展開については、国衙による郡務の吸収という視角が主流であり、また中世郡郷制や中世国衙支配体制への移行如何という関心から、中世史側からのアプローチがなされることが多かった。即ち、九世紀になると、律令制地方支配を支えた在地首長たる譜第郡司の力が相対的に衰え、新興層が台頭する。また国司の国務掌握が進み、受領支配への移行が始まり、彼ら新興層を擬任郡司として起用し、徴税を請負わせる税目別専当制が展開する。そして、十世紀には「国衙官人郡司」¹制や国使―郷専当郡司（売券などに署名する郡司〔除主政帳〕の数は当時の郷数と合致する例が多い）の下で、国衙が郡務を吸収する形で受領支配が完成し、さらに十一世紀になると、留守所体制の下に、在庁官人や一員郡司⇨惣郡司⇨一般郡司⇨郷司（傍郡司）⇨在地刀祢などによる地方支配が展開し、中世国衙支配体制が出現するとい²う。これらの分析は文書の郡判などに登場する郡司の数や顔ぶれの検討、その活動の様相等から帰納されたものであり、事象として十世紀の郡司の数が当時の郷数と合致する例が多いことや郡司の顔ぶれに「国衙官人

郡司」と称される非令制職名郡司³の肩書を持つ人々が現れること、また十一世紀には一転して郡判には郡司一名しか署名しなくなる（一員郡司化）ことや郷司・刀祢が在地支配の上で活躍することなどは注目すべき指摘である。

しかし、十世紀以降も律令制的な郡司制は存続しているとする見方は古くから示されており、⁴また近年も十世紀の郡司については再検討が行われ、むしろ郡務が国務と同質化したと見るべきで、郡司は国務を担う存在としてその機能を高めたとする見方も呈されている。⁵「国衙官人郡司」の氏姓は旧来の郡領氏族とそれ程変化がないとの指摘があり、私も九世紀前半までの郡司任用に関する諸法令の検討から、新興層の台頭や譜第郡領氏族の没落はなかったと考えており、実例の上からも擬任郡領に登用される氏は主政帳クラスの労効を積んだ例が多く、新興層と判断される事例は殆どないと見られるので、九世紀後半以降の郡司制度の変遷には郡司自身の変質や郡司をとりまく環境の変化、地方支配のあり方についての国家の方策などを勘案することが必要であるとの展望を持っている。⁶

そして、このように旧来の郡司層の没落⇨郡務の国務への吸収⇨「国

衙官人郡司」の成立という観点には大いに疑問が存するのであるが、

「国衙官人郡司」から在庁官人制への展開を説く研究方法にも問題がある。この点については別に私見を述べたことがあり、別稿では非令制職名郡司たる国司代、国目代から判官代、(庁)目代への展開を説く立場⁷に対して、郡司制度の変遷と国衙機構の問題である在庁官人制を直結させて検討するのは正しい方法とはいえず、在庁官人制の成立過程を考える上では国衙機構そのものの変化を探る方法が必要であるとし、国書生の検討を軸に国衙機構のあり方を考究した⁸。但し、郡司制度と国衙機構は各々別個に考察を行い、両者を総合した上で、地方支配の変化を探るべきであると思うので、もう一方の問題である九世紀後半以降の郡司制度の真相についても、私なりに検討を加える必要があると考えている。

そこで、以下では十世紀以降の郡司のあり方として研究史上重要な論点となる「国衙官人郡司」について考察を加えることで、十世紀の郡司の存在形態、そこに至る九世紀後半以来の動向などを検討し、また十一世紀以降の郡司の行方を考える手がかりとしたい。十一世紀以降の郡司と郷司の関係についても従来とは異なる見解が呈されてきており⁹、一員郡司の位置づけに関しても考究を試みたいと思う。以上のような作業を通じて、九世紀後半以降の郡司制度の展開を私なりに整理することができればと考える次第である。なお、分析の視角としては、註(6)・(8)拙稿で触れたように、譜第郡領氏族の存続と郡領氏族が国衙に入り込むこと¹⁰によって、国衙行政の円滑化、国郡務の一体化が成就したとする観点であり、古代史の側から中世への移行期の様相の解明に試案を呈したい。

一 「国衙官人郡司」(雑色人郡司)の性格

「国衙官人郡司」に関しては、別稿において「国衙官人郡司」から在庁官人への変遷を描く方法は誤りであり、非令制職名郡司たる国司代・国目代と在庁官人の中心をなす判官代とは明らかに並存すること、「国衙官人郡司」が郡務以外に国務に携わった例はないことなどを指摘し、またその成立の画期としては、多くの先学が言及されているように、延喜二年四月十一日官符に注目すべきことを述べた。但し、これはやや結論的に記述したもので、「はじめに」で触れたように、「国衙官人郡司」については全体的な再検討を要する。

そこで、本章では、「国衙官人郡司」の様々な名称と出現・活動時期、その特質と役割、成立過程などの考察を試み、十世紀前後に郡司のあり方の事象面での大きな変化として登場する「国衙官人郡司」の性格を究明し、郡司制度変遷の中にどのように位置づけるべきかを考えてみたい。

1 名称と出現・活動時期

「国衙官人郡司」と総称されるものには、様々な非令制職名郡司の名称が存し、各々の出現・活動時期の相違や地域差にも留意すべきことが既に指摘されている¹¹。但し、それらは結論的に述べられた面も多く、また必ずしもその分析に賛同できない点があるので、以下、私なりに検討を行う。

まず『平安遺文』(以下、『平安遺文』何号文書を平+数字で略す)そ

の他によって、「国衙官人郡司」の様々な名称と初見・下限時期を国別に示せば、表1の如くである。本来ならば一国で長期間に亘る史料がいくつかわり、その比較の上に立って、論を進めるべきであるが、周知のように郡司については断片的な史料しか残っていない。「国衙官人郡

表1 雑色人郡司の名称と初見—下限時期

国名	郡老	検校	勾当	国系	行事	使系
山城	916以前	—	—	969	969—1044	—
大和	872—911	872—928	—	911—960	911—1002	—
河内	—	899	—	—	949(894?*)	949
和泉	—	—	—	922	—	—
摂津	—	—	—	951	—	—
伊賀	—	934—966	934	958—1025	971	958—1041
伊勢	—	890—1110	929	—	—	958—1065
志摩	—	—	—	969	—	—
近江	871	900	903	903	—	—
美濃	—	—	—	—	—	1035—1108
越前	—	951	—	—	—	—
丹波	889—915	889—932	—	932	—	—
因幡	940	940	—	940	—	—
紀伊	911	911	—	994	—	944
讃岐	—	—	—	932	—	1064
筑前	928以前	940	—	—	—	1024

*『平安遺文』補257号が出典で、要検討文書か。

司」の史料も全国的に残存している訳ではなく、表1によれば、むしろ史料は少ないと言わねばならない。したがって以下の見解は多くの推測を混じえたものとなるが、「国衙官人郡司」は五畿七道に亘って存在が確認されるので、ほぼ全国的に存在したものであることはまちがいないと見て、十世紀前後の郡司制のあり方を知る材料として考察を加える次第である。

今、各名称別に出現・活動時期とその地域的特色を概観すると、次のようになる。

〔郡老〕貞観十三（近江国浅井郡・竹生嶋縁起）、十四年（大和国添上郡・平一六六）頃を初見とし、ほぼ全国的に見える。大和・近江・丹波が九世紀代の事例であり、畿内とその周辺が中心ともいえるが、畿外については史料が制約されていることもあって、断言はできない。但し、九世紀代は畿外では「国衙官人郡司」が十分に展開しておらず、郡老のような初期に登場する名称は殆ど出現しなかったとも想定し得る。天慶三年の例（因幡国高草郡・平二五一）が下限で、十世紀前半頃から見えなくなる。

〔検校〕貞観十四年（大和国添上郡・平一六六）、寛平元年（丹波国桑田郡・平補二五六）などが早い例で、郡老と同時期に出現しており、ほぼ全国的に見える。郡老よりも多くの国々で登場しており、より広く用いられた名称と評価できる。天永元年（伊勢国度会郡・平一七二九）と十二世紀に入っても所見する例があるが、概ね十世紀中葉頃までの事例が多い。

〔勾当〕畿内には所見例がなく、延喜三年（近江国愛智郡・平一八七）、

延長七年（伊勢国飯野郡・平二三三）、承平四年（伊賀国名張郡・平二四四）などの例が畿内近国に登場している。時期的には十世紀初～前半頃のものと考えられる。

〔国系〕国老・国司代・国目代など、「国」が付くものを、時期的並存に着目して、一括して整理する。延喜三年（近江国愛智郡・平一八七。

但し、「目代」とあり、「国」を冠していない）、同十一年（大和国添上郡・平二〇六）、同二十二年（和泉国大鳥郡・平二一八）、承平二年（丹波国多紀郡・平二四一、讃岐国山田郡・後掲史料b）などが早い例で、十世紀初頃に出現している。畿内の方がやや出現時期が早いとも見られるが、史料の残存度の問題があるので、断言できない。ほぼ全国的に用いられた名称であることはまちがいない。万寿二年（伊賀国名張郡・平五〇四）と十一世紀前半まで見える例があるが、これは一員郡司として残ったものであって、概ね十世紀末までには消滅していると思われる。〔行事〕畿内中心で、畿外（といっても畿内近国）は伊賀国の事例だけで、伊賀国では次の使系の名称とも混在している。天慶四年（大和国添上郡・平四九〇四）、天曆三年（河内国錦部郡・平四五五四）などが早い所見例で、十世紀中葉頃に出現したと考えられる。長保四年（大和国添上郡・平四二二）、長久五年（山城国乙訓郡・平六一八）など十一世紀代の事例もあるが、いずれも一員郡司であり、特に後者の場合は長久四年の文書（平六一六）では「郡司」と表記されている。

〔使系〕惣撰使・勘濟使・郡撰使・郡務使など某使の名称を持つもので、後三者の事例が多い。特に郡撰使・郡務使は郡務に与ることを示す名称として相応しいものと言えよう。天曆三年（河内国錦部郡・平四五五四）、天徳二年（伊賀国阿拝郡・平二七一）、伊勢国多気郡・平二六五）などが早い例で、十世紀中葉頃に出現している。畿内は一例だけで少な

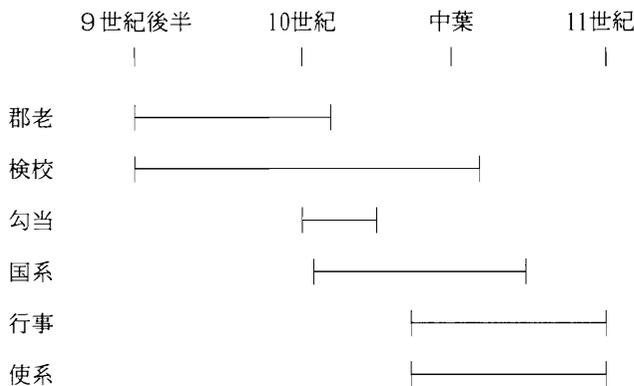
いが、全体の事例自体が多くはないので、地域的偏在は決め難いところもある。ただ、同時期に出現した行事と比較すると、畿外中心であるところもできよう。十一・十二世紀の事例は一員郡司としてのものもある場合が多い。

以上の各名称とその出現・活動時期を图示すると、図1のようになる。既に指摘されているように、「国衙官人郡司」は十世紀代を中心とする郡司の存在形態であり、十一世紀に入るとその名称は見えなくなり、残存はあっても、概ね一員郡司の存在形態をとることはまちがいないと言えよう。また郡老、行事と使系などの箇所

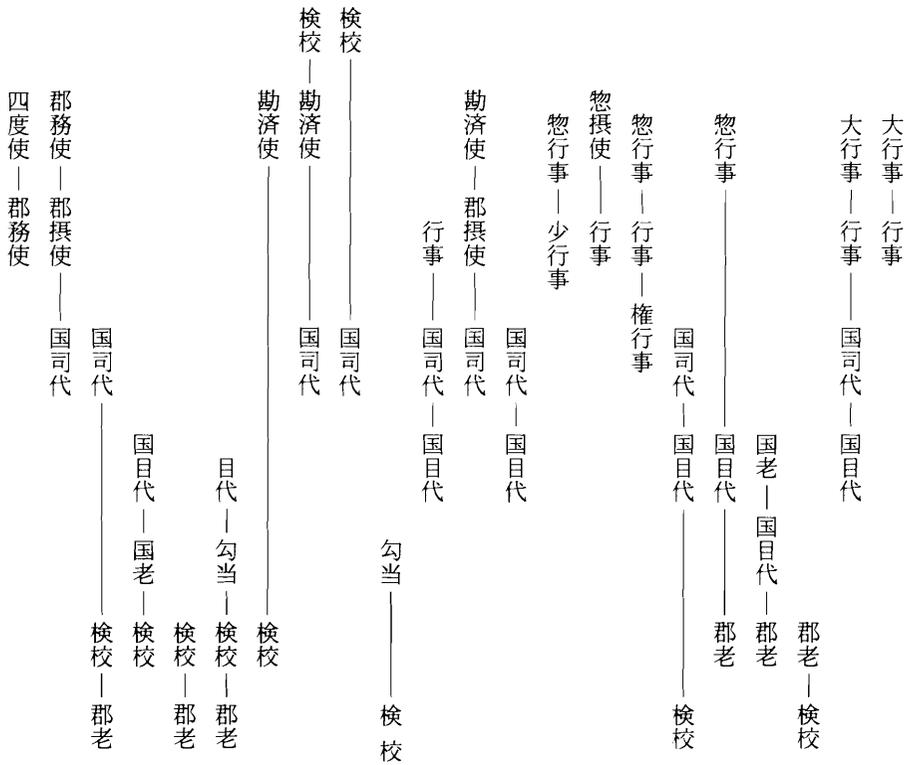
で触れたように、畿内と畿外といった地域的相違が窺われる場合があるが、時代差や史料残存度の問題も考慮する必要があるので、傾向を述べるに留め、断定は控えておきたい。

次に各名称間の序列を整理すると、大まかに言って、並存する場合は後出のものが既存のものよりも上位であり、また全体的に擬任郡司よりも上位である

図1 雑色人郡司の出現・活動時間



と位置づけられる。郡判などに見える異系列間の署名順序の事例を示すと、次の通りであり、以下さらに細かく検討を試みる。



郡司」の特質を考える上で注意すべき現象と評価でき、兼任に関しては次節で検討したい。

以上、各名称の登場の時期差や展開の地域差などにも考慮すべき旨を述べた。では、このような様々な名称が次々と登場したのは何故であろうか。本節の最後にこの問題に触れてみたい。結論から言えば、別稿で言及した国書生に対する判官代の出現と同様、「国衙官人郡司」間の序列を示すためと考えられる。検校や勾当が正・権の区別しかつけられないのに対して、国系、行事などはより複雑な上下関係を示すことができる。つまりさらに多くの人々を「国衙官人郡司」として登用し、相互の序列を表現できる訳であり、次々と新たな名称が出現し、後出のものが既存のものの上に位置づけられていったと見なす所以である。では、「国衙官人郡司」にはどのような人々が登用されたのであろうか。またその役割は如何であつたろうか。節を改めて、次にこうした面の検討に進むことにする。

2 その特質と役割

前節で少し触れたが、「国衙官人郡司」の出自や特質を考えるに際して、まず他の官職の兼帯例が多いことに注目したい。その兼帯する官職・地位の事例を掲げると、次の通りである。

中央官人：大主鈴（平三二三）、近衛（平二二五）、兵衛（平二六四）、

内暨（平四九〇四・二六四）

任用国司：掾（平三二三・四八二・四五二・四九〇八）、大目（平二

七〇）、権医師（後掲史料a）、博士（平二六三）。但し、国

か中央かは？

国衙関係の官人：判官代（平四三八・四二一）、追捕使（平四九〇

八）

郡司：正員郡領（平三〇二・四九〇四・二六四・二七九・二八〇・二

六五・九九六・二九九・二五一・二〇五・四九〇八、後掲史料

b）、擬任郡領（平四五三）、権任郡領（平二二二）

散位（平二七一・一〇〇〇、註13）長元八年文書、留省（後掲史

料b）

王臣家人：庄惣別当（平二六三）、御厨別当（平四九〇八）

これらのうち、中央官人や任用国司の兼帯については、正員・擬任郡司に対する兼任禁止令が九世紀末にいくつか発布されており（『三代格』卷十九寛平三年九月十一日官符「応禁断諸国綱領奸犯所領官物事」、卷七寛平五年十一月二十一日官符「応停止諸国擬任郡司遷拝他色事」、寛平六年十一月十一日官符「応解却郡司所帯左右近衛・門部・兵衛等事」など）、郡司の王臣家人化についてもやはり同時期に禁令が存する（前掲寛平五年官符など）のに対して、「国衙官人郡司」の場合はその肩書を堂々と郡判にも記すというように、兼帯が問題となっていないことが特色である。この点は「国衙官人郡司」の成立事情とも関わる事柄と考えられ、今はこの特色を指摘するに留め、詳しくは次節で検討したい。

次に散位（位はあるが、官に就いていない者）を称することからは、

「国衙官人郡司」が正式な官職ではないことを窺わせ、「国衙官人郡司」でありながら、正員・擬任・権任の郡領を兼帯する例が存すること、

「国目代（本職少領）」（後掲史料b）の表現などもこの点を裏付けるものである。但し、彼ら「国衙官人郡司」が郡判などに署名し、郡司としての役割を勤めていることにまちがいはない。したがって本来の郡司そのものとは異なる存在であることを窺わせる。「国衙官人郡司」の位置づけや役割が如何なるものであったかは、さらに考察を加えねばならず、以下、官職兼帯以外の特質を探ってみよう。

「国衙官人郡司」が郡判や郡司解の署名以外に登場する史料は殆どなく、兼帯官職以外の側面から、その性格・位置づけを考えるための材料としては、次の二つの史料を呈することができるであろう。

a 『三代実録』 仁和元年七月十九日条

近江国検非違使権主典前犬上郡大領從七位上犬上春吉、向太政官、愁訴権医師犬上郡郡老少初位下神人氏岳奸盜官物。於是、遣少判事從六位上藤原朝臣棟景・少屬從七位上讚岐朝臣勝雄等推問事。

b 『法曹類林』 卷二百承平二年八月十日問答

讚岐国山田郡目代讚岐惟範問。承平二年八月十日、右衛門少尉桜井右弼伝問。甲国目代讚岐惟範留省之後、爰初・八位兩階位記、爰有元留省之符、未到來八位之省符、因之負調絹也。雖然依年季・次序受取從八位上。而乙国目代（本職少領）外從八位下讚岐助則論云、「凡雖滿年季、既無八位之省符、雖有位記、乍負調絹、何受從八位上、凡座於供外從八位下之上」者。又甲帶内八位上、乙帶外八位下、其内外之程、已有差別。又同職者依位階・年齡為序之理、流來尚矣。而已乙論如此之由。望請明判知理非。謹問。答。公式令云、文武職事散官、朝參行立、各依次為序者。今如問狀、甲・乙同共為国目代之職、甲帶内八位、乙帶外八位、同

位之間、已有内外、於其座次何無差別。然則八位省符雖未到国、甲之位記自非虚妄、依内外之別可座乙上耳。

まずaでは権医師が郡老になっていることが注目され、任用国司などの下級国司を兼帯する者を郡務に起用した例となる。神人姓者は八・九世紀の近江には見えず、勿論郡司としての例もないが、犬上郡郡老になっていることから考えて、神人氏岳は犬上郡に勢力を有する者であったと位置づけたい。彼は「奸盜官物」したとして、国検非違使権主典で前犬上郡大領の犬上春吉に訴えられ、推問使の詰問を受けることになったのである。犬上春吉はその氏姓や前大領の肩書からも、犬上郡の譜第郡領氏族と考えられるが、aはそうした譜第郡領と郡老との競合関係の存在を推測させる材料としても興味深い。なお、犬上春吉は郡領を退任して国検非違使に転身しており、別稿で触れたように、『朝野群載』巻二十二天曆十年六月十三日官符によると、近江国では代々追捕使として佐々貴山君公興・大友兼平・依知秦公広範・甲可公是茂などの譜第郡領氏族の者を登用していたことが知られるので、近江国で譜第郡領氏族の者が目指していた地位が何であったかを検討する上で資するところは大きいと思われる、この点は後述することにした。

さて、この「奸盜官物」は権医師としての行為であろうか、犬上郡郡老としての行為であろうか。権医師を名目の肩書と見れば、ことさら「前犬上郡大領」と前任の官職を記している点と合せて、犬上春吉は前任の郡領として、現在の郡務を掌っている郡老、あるいは春吉の大領在任中の同僚で、先述のように郡判の上位に署名することが多い「国衙官人郡司」の地位を考慮すると、郡務の長たる郡老の不正を訴えた

理解することができるのではあるまいか。『三代実録』貞観三年七月十四日条、元慶七年十月二十五日条などには郡司の不正が訴えられた記事があり、aも郡老としての不正行為と見る余地は充分にある。したがって氏岳の「奸盜官物」は郡務を執行する上での行為となる。とすると、「国衙官人郡司」は官物などの掌握も行い、郡務の長として機能していたことが知られる。また譜第郡領との間に何らかの争いが存したことも窺われ、犬上春吉の告訴は、前大領として郡老に対抗するためのものと推定されてくるのである。残念ながら、aについてはその後の史料がなく、事件の結末は不明であるが、以上のように憶断してみたい。譜第郡領とは異姓の者が「国衙官人郡司」の形で郡務を掌った場合の一例としてaを示し、次に同姓の事例であるbの検討に進む。

bはやや文意不明の箇所もあるが、問題の所在は甲Ⅱ讚岐惟範と乙Ⅱ讚岐助則の座次争いにある。甲は国目代で留省者とあり、初位の位記を所持している。賦役令舍人史生条によると、初位長上は課役免であるが、甲は調絹の納税を負担しているとあるので、初位としての徭役免除の規定のみが適用されていることがわかる。とすると、「国衙官人郡司」は通常の郡司（無位の主政帳は徭役免除とあるが、集解古記所引神亀四年正月二十六日格により初位を帯しておれば、初位長上として課役免となる）とは異なり、長上官の扱いを受けていなかったことが知られ、「国衙官人郡司」の特殊な位置づけを窺わせる材料となろう。ところで、甲は留省者の年季によって従八位上になる筈であり、位記は所持していたが、まだその式部省符が届いていないという状況にあった。したがって甲本人としては従八位上のつもりであるが、調絹負担の事実と合せて、

実際には初位というのが現状である（乙の論理）。そこで、国目代で本職少領・外従八位下（少領の初叙位階と合致）たる乙は、甲が自分の上位に座するのはおかしいと主張し、甲の方は通達が国に届いていないだけで、自分は従八位上であるから、外位の乙と比べて、内位の自分が上位に座すべきであると訴えた。判定は事実上従八位上なのだから、甲が上位に座すべしとなっている。

この場合、甲を従八位上と認定したこと、「同職者依位階・年齢爲序之理、流米尚矣」という原則とが、甲の勝訴を導いた大きな論拠である。甲・乙が「同職」ということは、bは国目代同士の座次争いということになり、それ故「国衙官人郡司」の位置づけを考える史料になる。では、その争いとなった座のある場所はどこであろうか。この点については国庁内での座次と見る意見が存する。しかし、次の点に着目したい。bを含む『法曹類林』卷二百は「公務八（座次二）」で、いずれも同所内での座次争いの問答を集めたものであり、質問者の名前・地位がわかる三例のうち、b以外では侍医と典藥寮の官人との間、同司の史生間など、質問者の現実の勤務場所と相関すること、bの質問者甲は「山田郡目代」とあって、山田郡内での国目代の地位を有する二人の座次争いと解することができることである。「本職少領」という乙の勤務する郡名は不明であるが、同姓であることから考えて、山田郡である可能性は高く、また郡務の場という狭い空間であるからこそ、「同職」の二人の関係が大きな問題となったと見なしたい。あるいは正員郡司を帯する乙の沽券も関わっていたとすれば、aと同様、譜第郡領と「国衙官人郡司」の関係をかいまみる材料となろう。なお、国衙の雑色人たる判官代が

「国衙官人郡司」を兼帯する例があることは、以下で述べるように、「国衙官人郡司」が国務に關与した例を見出し難いことと合せて、「国衙官人郡司」が国衙運営とは直接関係しない存在であったことを推測させ、この点からもbは郡務内での座次争いであつたという蓋然性が高いと思う。

以上のa・bはいずれも「国衙官人郡司」が郡務に關与した存在であることを示しており、次にその他の史料から「国衙官人郡司」の役割を整理しておこう。先述のように、「国衙官人郡司」の史料は殆どが郡判、郡司解・郡牒などに署名する存在として現れるものである。郡判は土地売買・立券の認可や帰属関係の証明を行ったものであり、郡司解も荘園の免判を求めるもの（平六一六・六一八）、国符や国使の指令、寺家の要請書に対する請文（平三一九・三四九・四五七・二六三・二四一）と、いうように、いずれも郡務に關わる内容であると言ふことができる。その他、aも郡の官物を奸盜したものと理解すれば、官物管理は郡務の一つであるから、やはり郡務に従事していたことにならう。また税の進上に携わつた例（平三九八）、寺社の流記資財帳への署名（平二一八・二六五）などもある。康保二年二月十九日伊賀国夏見郷刀祢解案（平二八六）の目下には「刀祢伊賀忠光／志貴（在判）／国司代正六位上伊賀（在判）」と、二名の刀祢と並んで国司代の署名があり、「彼殿御使相共、任去延長五年九月十六日同郷刀祢并郡司等勘文、勘録件町数・勝示・四至、言上如件」と記されていることを参考にすると、今回も郡司として刀祢らとともに勘録を行ったことがわかる。したがって「国衙官人郡司」は正に郡司として郡務に従事するのがその役割であつたとまとめる

ことができよう。一方、国司とともに国宛の官符を奉行した例はある（平三三三・四五二）が、別稿でも指摘したように、例えば国司代・国目代は登場時期が判官代と同じであり、活躍時期にも重複が見られるのに、国務に従事した例は全くなく、その点からは「国衙官人郡司」の名称は相応しくないとと言える。

以上を要するに、「国衙官人郡司」は正員郡領を兼帯していたり、そちらの方が「本職」と称せられる例があり、必ずしも正式な郡司とは言えないが、郡司然として郡務に關与するという特色を有する存在である。そして、研究史上「国衙官人郡司」の名称が用いられているが、国衙勤務あるいは国務執行に關与した明証は全く見出せない。こうした「国衙官人郡司」の特質と兼帯官職のあり方を念頭に置いて、最後にその成立事情や成立の意義について考察を試みたいと思う。

3 成立事情

「国衙官人郡司」の成立事情を考えるには、既に多くの先学が言及されているように、延喜二年四月十一日官符に注目せねばならない。

c 『三代格』卷二十延喜二年四月十一日官符

応差使雜役不従本職諸司史生已下・諸衛舍人并諸院・諸宮・王臣家色々人及散位・々子・留省等事。右河内・參河・但馬等国解僞、^α此国久承流弊、民多困窮、就中頗有資産可堪従事之輩、既帶諸衛府之舍人、亦為王臣家之雜色、皆假本司・本主之威權、不遵国宰・県令之差科。^β因茲輸貢之物無人付預、纔隨簡得差充貧民、而或未出境外盜犯官物、或雖入都下不弁其事、徒送居諸、多致欠損。^γ加之雖有郡司不必堪事、徵納

官物之道差副堪能之人、而依無其人常置未進、倉庫之虛、惣是之所致也。
δ 如今居住部内諸司史生已下使部已上不直本司、六衛府舍人不勤宿衛不
関供節、諸院・諸宮・王臣家雜色・喚繼舍人・帳内・資人不従本主、及
文武散位・位子・留省・諸勘籍人等堪事有數。ε 窃検貞観以来諸国例、
以如此輩可差使進官・留国雜役之状、無国不言上、随即有被聴許、是則
事不獲已為濟官物、夫普天之下無非王土、率土之民何拒公役。く望請、
前件色々人等、除見任・供節之外、晏然私居豐殖産業、并帶位息肩、承
蔭遊手之徒、任中一度為例差用以濟貢納。若封家之人在此中者、便先差
預本主料物。立為恒例、不勞申請。然則長省言上之煩、自得行用之便。
謹請官裁」者。左大臣宣、奉勅、依請。諸国准此。若拒揮并致公損者、
依法科罪、不曾寬宥。

c に引用された国解は α とに区分され、α と δ が現状分析、ε と
が貞観年間以来の事例をふまえた対策の提示という構成になる。α 王臣
家人等の部内進出、あるいは部内の人々の王臣家人化と国郡司への対捍
つまり国郡司に従わない在地有力者の成立（『三代格』卷十五天長二年
十月二十日官符、卷二十貞観二年九月二十日官符、卷十四寛平六年二月
三日官符、卷十九寛平六年十一月三十日官符、寛平七年九月二十七日官
符、寛平八年四月二日官符、卷一寛平九年四月十日官符、卷二十昌泰四
年閏六月二十五日官符など）、それに伴う郡司の郡務遂行の困難化 ↓ β
綱領、γ 郡司のなり手不足と就任者の能力不足・欠如（卷十九寛平三年
九月十一日官符、卷七寛平五年十一月二十一日官符など）といった状況
は、九世紀後半の王臣家人等の存在形態と郡司との関係に関わる官符に
窺うことができるものであり、δ 舍人・王臣家人等の在地でのあり方も

同様に九世紀後半の様相をよく示している（卷二十昌泰四年閏六月二十
五日官符など）。

c の眼目はこうした状況をふまえて、舍人・王臣家人等を「進官・留
国雜役」に登用しようとしたことにある。では、「進官・留国雜役」と
は何か。それは『三代格』卷十九寛平七年九月二十七日官符「応禁断郡
司・百姓私物仮称宮家物并科責不受正税・不輸田租之輩事」に引用され
た美濃国解の一節「凡諸国例分配郡司充租税調庸専当、駟役土浪差進官
雜物綱丁。若有損失官物、取預人私物、填納其欠負。」が参考となる。
c の文脈上も β・γ が「進官・留国雜役」になると思われ、この美濃国
解と合せて、進官 || 進官雜物綱丁として上京する綱領郡司、留国 || 国内
で租税調庸専当（税目別専当）として租税徴収に従事する専当郡司と理
解することができる。『続後紀』承和六年閏正月丙午条「後年綱領」、
『三代格』卷七寛平五年十一月二十一日官符「旧年調庸綱領」・「当時租
税専当」といった言葉から見て、こうした役割は毎年交替で割当てられ
たものと考えられる。このような役割は郡司そのものの任務であり、c
は舍人・王臣家人等の能力のある者を郡務に登用しようとしたものと解
することができるのである。ちなみに、『三代実録』元慶八年八月四日
条には国郡司に対捍する前司子弟・富豪浪人は部内から放逐するとある
が、例外として「情願留住従国務者」は「貫付土戸」と記されており、
逆言すれば、留住者は国郡司に従うべきであって、部内居住の舍人・王
臣家人等を郡務に起用する一つの根拠にされると思われる。¹⁹⁾

そして、彼らの登用が貞観年間から行われていることと「国衙官人郡
司」の登場時期、また c に現れる舍人・王臣家人等とは正しく「国衙官

人郡司」が兼帯している地位と関係があることなどの符号から見て、cを「国衙官人郡司」の成立と大きく関わる史料と評価する所以である。

とすると、cではそのような「色々人等」を郡務に登用すると言っているのであるから、先に触れたように、「国衙官人郡司」が国衙に関わりを持つという明証はなく、この名称は相応しくないと考えるので、cに見える用語によって、以下このような形で郡務に起用された人々を雑色人郡司と称することにしたい。²⁰

では、雑色人郡司成立の意義は何であろうか。「はじめに」で紹介したように、雑色人郡司の郡判署名例から雑色人郡司の人数と当時の郷数が一致する例が多いこと、また「余部郷専当検校日置貞良」（平二四〇）の如き事例の存在から、上述のような税目別専当郡司制から郷専当郡司による徴税方式の変遷の中に雑色人郡司の成立を位置づけようとする見解が呈されている。²¹しかし、これは雑色人郡司の起用による結果であって、成立の意義とはいえない。徴税のあり方については次章で検討を加えたいと思うが、cや先掲の諸官符、昌泰三年四月二十七日太政官符写（平一八四）に見える尾張国の事例など、九世紀後半には郡司への登用忌避、擬任郡司制に基づく徴税請負の行き詰りがまちがいに存したのに対して、何故雑色人郡司の場合は郡務への結集を実現することができたのかという視点が必要ではないかと考える。

そこで、cが雑色人郡司の制度的確立を窺わせるものであるという理解に立つ時、それは舍人・王臣家人等をそのままの身分として郡務に参画させる方策であったことが注目される。前節で見たように、雑色人郡司の兼帯する官職は諸司官人や王臣家人である場合が多く、また九世紀

後半の官符では禁止されていたトネリの兼帯例も存する。これらは禁制への抵抗例ではなく、cによってそうした兼帯も支障なしとされたためであろう。史料の残り方の問題もあるが、十世紀に入ると兼帯を禁止した法令が見えないこともこの点と関わりを考えた。さらに雑色人郡司が正員等の郡司を兼帯している例にも注意せねばならない。正員等の郡司就任が先か、雑色人郡司への登用が先かという問題もあるが、いずれにしても正員郡司等と雑色人郡司を兼帯していることには変わりなく、正員等の郡司にとって雑色人郡司を兼帯する意味は何か（あるいは雑色人郡司にとって正員等の郡司を帯する意味は何か）という観点から、雑色人郡司の成立を考えることも可能であると思う。

まず舍人・王臣家人等をそのままの身分で郡務に参画させるという点について説明する。cによると、彼らの起用は国司の任中に一度とあり、雑色人郡司の員数は郷数と合致する例もあるなど、擬任郡司に比して人数が多く、負担が軽減されているのではないかと推定される。九世紀後半に大きな問題となった在地人の王臣家人化や舍人等の諸司官人化の背景には、前掲の各官符に記されているように、徴税の追求を免れることにあり、また王臣家人等の増加・国郡務への対捍によって徴税不能に陥った郡司が王臣家人等に化したのも、徴税責任からの解放を目的としたものであって、国司に対抗し得る中央の権威の後ろ盾を求めたのであった。しかし、郡司の地位は郡全体に勢力を保つには極めて重要なものであり、仮に徴税をめぐる問題が解決されれば、譜第郡領氏族を始めとして、在地の人々には望ましい地位であったと考えられる。王臣家等の庇護だけでなく、公的な郡司の地位を帯することは、競争相手となる他の

在地豪族の上に立つためにも必要であったのではあるまいか。事実、序列としては雑色人郡司の方が総じて正員郡司や擬任郡司より上位に位置づけられており、兼帯官職の認可や擬任郡司よりも有利な条件での郡務への登用は、雑色人郡司が郡務に参画する要因の一つであったと考える訳である。徴税面での負担軽減も推定され、以上のような予見を持って、次章で十世紀の徴税の様相を探り、こうした見方の裏付けを得たい。

次に正員郡司の兼帯例である。前掲史料bの「国司代(本職少領)」のように、正員郡司と雑色人郡司を兼帯している例が散見し、郡判の署名位置を見ると、少領国司代の方が擬大領よりも上位にある場合が存する(平二五二)。また同じ雑色人郡司の名称を帯しているも、検校大領が検校、郡老権大領が郡老よりも上位に署名する事例が見られ(平二二二)、正員等郡司が雑色人郡司を帯している場合の方が位置づけが高いと考えられる(その他、平二六五も参照)。とすると、上述のように、雑色人郡司の方が正員等郡司よりも上位に位置づけられていることから、王臣家人等の在地有力者のさらに上に位置づけられるためには、正員郡司に就任するとともに雑色人郡司の称を得ることが有利であり、これが正員郡司と雑色人郡司の兼帯例の存在であったと推定される。こうした位置づけを与えることによって、正員郡司のなり手を確保することも可能であり、別に触れたような²¹⁾十世紀以降の郡司任用の儀式の存続と正員郡司就任者の存在を支えた一因であったと見なしたい。

以上を要するに、雑色人郡司成立の意義は、九世紀後半以来の情勢の中で郡務から離脱していた様々な人々²²⁾在地有力者を再び郡務に結集させることを可能にした点にあると言える。雑色人郡司が続々と郡務に参

画していったことは、第一節で触れた雑色人郡司の名称の変遷、複雑な上下関係を表示できるヴァリエーションを持った名称の採択の様子にも窺うことができよう。当初の郡老²³⁾郡の長老的な存在の者、検校²⁴⁾郡務を検校する者といった郡務を総覧する名称から、十世紀前半には国を冠した国系の名称、さらに十世紀中葉には畿内では行事、畿外では使系の名称を主に使用するというのがその変遷の概略である。雑色人郡司は「国衙官人郡司」とは称し難いので、国系の名称は国司による起用(c)を強調したものではないかと思われるが、別稿で指摘したように、国系の名称が登場する承平・天慶頃には国衙では国書生とともに国務を支える雑色人たる判官代が成立しており、在庁官人制への第一歩が始まっている。また使系の名称が現れる十世紀中葉は国使派遣による国郡務遂行の様相が顕著になる。とすると、国務運営のあり方の変化に伴って、各々の名称が出現したという視点も必要であり、雑色人郡司起用以後の国郡務遂行の様子を検討せねばならない。先述の何故雑色人郡司によって郡務の円滑化が実現したのか、徴税をめぐる問題は如何であったか等の課題に答えるためにも、十世紀の国郡務運営の様相を明らかにすることが要せられ、章を改めて探究したい。

二 十世紀の国郡務運営

雑色人郡司登用による国郡務遂行にはどのような変化があったのか。これは九世紀後半の郡司就任忌避の状況に対して、何故雑色人郡司起用が可能であったのかという雑色人郡司出現の背景を知るためには必要な

考察点である。また十一世紀以降の一員郡司制への移行の様相を考える上でも、十世紀の国郡務のあり方を理解しておかねばならない。

そこで、本章では先に保留した徴税の問題を中心に、十世紀の国郡務運営の様子を解明したいと思う。九世紀後半の徴税請負の責任に苦慮する郡司に対して、十世紀の郡司にはどのような変化が見られるのか。それが国衙の役割の変化と関わるか否か、といった国郡支配機構変容の有無を検討することが課題となる。

1 徴税と郡司

九世紀後半に顕著に見られた事象として、郡司の徴税業務忌避が挙げられ、郡司は徴税請負や綱領としての京上による負債の責任を回避しようとして、中央官人化や王臣家人化を図った。こうした事態の解決策として登場したのが雑色人郡司であり、雑色人郡司の成立の結果、十世紀の郡司の人数と当時の郷数が一致する例が多く見られることから、郷専当郡司制が採用されたとする見解が呈されたのは、「はじめに」等で触れた通りである。では、郷専当郡司制で郡司はどのような責務を担わされたのか。九世紀後半の徴税をめぐる問題はどのように解決されたのか。以下、まず徴税面での郡司の役割を明らかにすることから始めたい。

最初に法令面からの考察を試みる。十世紀の法令の数は多くないが、諸法令に窺われる徴税と郡司の関係や郡司の役割などを探り、実態面での検討の手がかりとしたい。cによる雑色人郡司の確立以降、十世紀初頃の法令では、『三代格』巻八延喜四年七月十一日官符「応移諸国貢調国郡司違期事」、巻十九延喜五年五月二十五日官符「応停止諸院・諸宮

・諸家不經国司召勘郡司・雑色人等事」、同年十一月十三日官符「応禁止諸院・宮家狩使事」などに見るように、郡司が地方行政の要の位置に存し、それ故に王臣家等の誅求を受ける存在であったことに変わりはない。延喜五年八月二十五日官符には「而今郡司・雑色等被称有犯過強以召捕、是故可行之務自過時節、可責之物既以懈怠」とあり、郡司が勸農や徴税の役割を担っていたことが窺われる。こうした状況は十世紀中葉前後の法令にも看取される。『政事要略』巻五十三延喜十九年七月十三日官符「応田租未納立率徴納事」には「未納巨多、並皆当时国郡司等所徴納之、而付領之時空為負債、遷替之後無由弁填」、『類聚符宣抄』第七天曆二年八月二十日官符「応免除国栖笛工山城是行・同真生等徭役并戸田正稅事」、同三年正月二十七日官符「応早免除国栖戸五十畑内田九町正稅事」には「国郡司差負債徭役并付正稅」、「当郡司付負各戸田正稅、勘責尤甚」と見え、田租徴収・正稅出挙・徭役差発など徴税の基本に関わる事柄に郡司が従事していたことが知られ、郡司は徴税業務に携わるべき存在と考えられていたのである。なお、『政事要略』巻六十七天曆七年七月十七日問答には「粟穀之代以備補納、専当郡司既進請文」とあって、専当郡司による徴税も行われていたようである。

そして、『政事要略』巻五十一延長五年十二月二十六日官符「応令調庸精好兼合期進納事」では「調庸之物、進納有限、麤惡之罪、法条不輕国郡官司、須令備精好合期參進、而多過其期、使人不參、空送年月、乃貢無備、因茲調綱郡司進退任意、調物麤惡逐日弥倍」、「別聚符宣抄」承平七年十月八日官符「応四度公文合期進上事」には「調帳者貢調使可物之与帳同領入京之由、載在式条、而至于參期、国司并郡司等僅雖申參

期、彼帳不下、物数難知」と記されており、郡司には綱領郡司としての役割も期待されている。また『政事要略』卷六十承平元年十二月十日官符「応依先年符旨、開発不堪佃田事」の「頃年諸国所申之不堪佃田、其数居多、是由国郡司不勤地利、不重民命」・「国郡司等、親自巡観、修固池堰、催勸農桑、力者褒而録之、懈者督而趣之」、『朝野群載』卷二十二天曆十年六月二十一日駿河国司解の「坂東暴戾之類、得地往反、隣国奸猾之徒、占境栖集、侵害屢闘、奪擊自発、百姓不安、境内無靜。国宰守官符旨、勤糾奸犯之輩、不帶弓箭、無使追捕。近則管益頭郡司伴成正・判官代永原忠藤等、去天曆八年被殺害、介橋朝臣忠幹、去年被殺害也。是或拒捍公事、或忽結私怨、往々所侵也」などの記述によると、徴税の基盤をなす勸農や治安維持に関しても、郡司の責務は大きかったものと考えられる。

以上を要するに、勸農に基づく徴税の確保や調庸の綱送、また治安の維持といった地方支配の根幹となる事柄については、十世紀中葉前後の官符等においても、郡司に対する期待は変わらなかつたと言えよう。と同時に、『政事要略』卷五十一天慶九年十二月七日官符「一応管内遊蕩放縱致調庸租税之妨者捕勸其身任理科決事」の（遊蕩放縱之輩）或託言田獵、或寄事負債、威劫郡司、壓略民庶、天曆元年閏七月十六日官宣旨「一応任法禁断奸遁五畿内・近江・丹波等国調庸租税輩事」の「忽懸札打抗、偽称其家物、請下暴惡之使、凌轢勸徴之人、即令強進不付徴官物之過契」など王臣家人の抵抗も依然として存したようであり、王臣家の在地での活動にも変化が見られないことも指摘できる。

では、法令面には国郡務運営の変化が全く見出せないのだろうか。

最後に触れた天曆元年閏七月十六日官宣旨の前引部分の前には、次のような一節が記されている。

奸遁巧偽、倍旧弥盛、調庸租税、逐年難濟。爰国使・郡司等、適勤行勸徴、或檢封其宅。

これは王臣家人等の納税忌避に対して、徴税を執行する方法を示したものであり、ここでは郡司とともに国使が関与している点が目される。

『政事要略』卷五十三応和三年六月七日官符「一応依左京職移文勸会租帳京戸口分田事」には「以幹了国司一人専当其事、与郡司共臨田畔定荒熟」とあり、田租徴収の前提となる荒熟決定に際して、やはり国郡が共同で作業にあたっていることが知られる。こうした国の権威・権力への依存は、『朝野群載』卷二十二天曆六年三月二日越前国解に記された追捕使・押領使の任用条件「若郡司之力不及、国宰之勤難堪、須隨事状申請件使」といった治安維持の面においても窺われるところである。また『政事要略』卷五十一天曆元年閏七月二十三日官符「一応調庸合期進納兼令精好事」には「而近年以来、諸国之司、有置并済使者、非公家之所知、納官物於其所、成私計於其中。頽風一扇、利門争開、調使空滞此処之号、公物多失奔競之間、成返抄之時、合計於在下史生、補欠剩之日、矯事於愚暗綱丁、府庫為之空虚、公田依其闕乏」とあって、国司は綱領郡司の税進納能力に疑問を抱き、并済使を設置して調庸物京進を企図したことを示すと言われる。これは「私置并済使」とあって、国司の私的な「使」で、郡司との協業も記されておらず、国使とは言い難いが、国の権威・権力によって本来郡司が行うべき任務を遂行しようとした例に加えることができよう。以上のような事例に着目すると、国使と郡司の

関係のあり方は十世紀の国郡務運営上の変化と見なすことができるのではあるまいか。では、両者の具体的な任務遂行形態は如何であったか。次に実態面の検討に進み、この点を実例に就いて考えることにしたい。

国使―郡司による徴税活動の事例としては、先学が再三分析を加えてきた承平二年九月二十二日丹波国牒（平二四〇）をまず掲げねばならない。この文書には雑色人郡司の活躍も見ることができ、年代的にも十世紀中葉で、先述の法令類に記された国使―郡司の活動と並行しているので、実態面からの検討として、この史料を中心に考察を試みたい。

d 承平二年九月二十二日丹波国牒（平二四〇）
丹波国牒 東寺伝法供家衙

多紀郡大山庄預僧平秀・勢豊等稲之状

牒。衙去八月十一日牒九月九日到來備、云々者。即問勘彼郡調物使蔭孫藤原高枝、申云、「余部郷專当檢校日置貞良申云『件郷本自無地、百姓口分班給在地郷々、因茲当郷調絹、為例付微郷々堪百姓等名、方今平秀等身堪同俗、加之年来依成申件調絹、付申播本帳平秀・勢豊等名各二丈』者、為令弁進件絹、罷向平秀等私宅、而遁隱山野、不曾相弁、仍件絹弁進之間、各稻二百束許檢封、今須弁進彼絹之後、可開免件稲』者。乞也察状。以牒。

承平二年九月廿二日 権大目長岑

守藤原朝臣「忠文」 権掾山田

介藤原朝臣 大目秦

権介藤原朝臣

d の余部郷專当檢校日置貞良は承平二年九月二十五日丹波国多紀郡司

解案（平二四一）の檢校日置公に比定され、雑色人郡司が郷專当として徴税面での役割に従事していたことを示す例である。調物使蔭孫藤原高枝は「郡」とはあるが、例えば『今昔物語』巻二十四第五十六話「播磨国郡司家女、読和歌語」には、播磨守高階為家（承保三年、永保元年任）が侍の佐太を収納使に任じたことについて、「賤ノ郡ノ収納ト云事ニ宛テ有ケレバ、喜テ、其ノ郡ニ行テ、郡司ガ宿ニ宿テ、可成キ物ノ沙汰ナドシテ、四五日許有テ、館ニ返ニケリ」と描写されており、この高枝の場合も多紀郡に派遣されたので、「彼郡調物使」と記されているのであって、この場合の調物使は国使と見なしてよいと考える。蔭孫の身分や中央系の姓などの点からも、国司に従って（当時の国守とは同姓）入国した京下りの従者で、国使として起用されたものと推定できる。さて、d によると、国使は徴税の方式や前例などについては郡司の言に依拠しており（『内』）、郡司が徴税の実務を担うという点には変化がないことがわかる。但し、徴税忌避行為に対して稲を檢封し差押えを行っているのは国使が主体であった。国司はこの国使の証言（『内』）をそのまま東寺に取次いでおり、国使の行動を支持しているのである。このように王臣家・寺家人の調物納入忌避とそれに対する強制執行、そして王臣家からの介入は、先に触れた天曆元年閏七月十六日官宣旨に記された状況と相似しており、国使―郡司関係による徴税の形態、就中国使の介入や徴税の強制が見られるのは、実例の上からもこのような国郡務遂行形態がこの時期の大きな特色であることを推測させる。

d の大山庄に対する徴税執行の例をさらに敷衍すれば、承平五年十月二十五日東寺伝法供家牒（平二四五）では、徴税に関する通達はやはり

郡司から伝えられているが、天禄四年九月一日、長保四年九月十九日の東寺伝法供家牒や長和二年十月十五日丹波国大山庄解など（平三〇七・四二八・四七二）では収納使の「入部官物勘責」（平四七二）が問題とされており、徴税忌避に対しては国使による強制執行が大きな効果を有していたことが知られるのである。ところで、こうした国使の姿の初見は、『三代格』巻二十昌泰四年閏六月二十五日官符「心科罪居住所部六衛府舍人等对捍国司不進官物事」であり、
对捍国郡、或所作田稻刈收私宅之後、每其倉屋争懸勝札、称本府之物号勢家之稻。或事不獲已、収納使等認徴之時、不弁是非、捕以凌轢、動招群党、恣作濫惡。於是租稅專当・調綱郡司、憚彼威猛不納物実、僅責契状空立里倉。

と記されている。ここでは収納使の強制執行が通じない場合が描かれており、その場合郡司は全く無力であった。逆に言えば、それだけこの面で国使に依存するところが大きかったことを示していると思われることができるのではあるまいか。

このような郡務執行に対する国の介存は、『三代格』巻十四貞観十四年七月二十九日官符「心出納官物国司史生已上随犯科罪事」の「出挙・收納并下雑稻等事、官長不得独自巡検、仍分遣史生已上令行其事」などにも窺え、遡ればそもそも八世紀においても国司の部内巡行や専当制による国郡務遂行にも看取される事柄である。但し、八世紀では郡務に関してはあくまで郡司が主体をなしたのに対して、この十世紀前後の時期においては、郡司が果すべき郡内の徴税のための強制力を国使が担当しているのが大きな変化であろう。その背景として、郡司が徴税請負の責任

を課されなくなったことが考えられる。先掲の昌泰四年官符では郡司は「僅責契状空立里倉」とあるが、「里倉」・「里倉負名」は負名の未進を未進と記さず、帳簿上あくまでも納税済と処理するための方便として利用された概念と言われているので、「里倉」の出現は郡司の徴税請負がなくなったことを意味すると解される所以である²⁸。すると、郡司に代わって国司が徴税の実現を図る必要があり、国使派遣による強制執行の方式が登場することになったと見る訳である。したがって雑色人郡司は徴税請負の責任を気にすることなく、郡司本来の役割である勸農、検察（職員令大郡条の郡領の職掌「撫養所部、檢察郡事」）、そして徴税の実務（通達、徴税のあり方の把握など）に専念することができ、九世紀後半の擬任郡司の忌避とは異なる状況の下で、雑色人郡司が郡務に参画可能な環境が形成されつつあったと行うことができるのではあるまいか。

ちなみに、丹波国を例にとると、東寺領大山庄は当初田地領有の保証を郡司に求めていた（延喜十五年九月十一日東寺伝法供家牒〔平二二二〕）が、十世紀中葉以降の例ではいずれも田所の勘判や国判を求めたり、国使の行動を非難したりと（天慶五年四月二十五日、天禄四年九月一日、長保四年九月十九日、寛弘六年十月二十八日の東寺伝法供家牒〔平二五三・三〇七・四二八・四五〇〕など）、郡を經由せず、国司に直接要望を呈するように変化している²⁹。このような事象は郡司の郡務に占める位置や国郡務遂行における郡の位置づけの変化を予想させるが、国使―郡司の関係、国使の出自の問題や郡司の役割の変化の有無については、徴税面以外からの考察も必要である。そこで、徴税面で見えた国使の登場と郡司の役割の変化が他の側面では如何であったかを検討するた

めに、節を改めて、徴税面以外の点からも国使―郡司関係の様相を探ってみたい。

2 国使―郡司関係と郡司の役割

十世紀代の史料の中で国使―郡司関係を最も具体的に教えてくれるのは、永延二年十一月十八日尾張国郡司百姓等解（平三三九）であろう。周知の通り、これは尾張守藤原元命の苛政を朝廷に訴えたものであり、国書生等の国衙関係者や郡司・百姓などが想定していた国郡務のあるべき姿と元命による国郡務の遂行方法Ⅱ変化した姿とが対比されていて、十世紀の国郡務運営の様相を考える材料として興味深い。本節ではこの尾張国解文の分析を中心に、国使―郡司関係のあり方、国郡務遂行の方法や郡司の位置づけなどを検討することにした。

まず解文第十六条に記された国使の出自の問題から、国使―郡司関係の考察に入って行きたい。第十六条には、

就中検田之政、以任用国司、須勘注之。而或郡放濫惡之子弟・郎等、或郡入不調之有官・散位者、爰不論町段歩数、不弁条里阡陌、只己任心、以一段之見地、注二・三段。

とあり、国使のあるべき姿と現状とが記されている。この記述によれば、国使は本来任用国司を起用すべきものであることが知られ、第十六条では守元命の起用方法がこの原則にはずれていることが問題とされていると理解できる。事例の上から言っても、正暦二年三月十二日大和国司牒などに見える国使大掾五百井一蔭（平三四七〜三五〇）、寛弘八年二月十一日肥後国宣案（平四五九）の国使介肥など、尾張国解文以降でも任

用国司が国使に登用されており、国使にも任用国司を起用すべしという主張は根拠のある事柄である。こうした国使のあり方はさらに時代を遡れば、奈良時代の正税帳に見える国司の部内巡行や専当制による国務分担などに由来するものと推定される³⁰。十世紀後半成立の『口遊』田舎門に「出挙・検田・計帳・収納使（謂之四度使）」とあるのは、部内巡行以来の伝統に基づいたものであると言われており、例えば天平十年度駿河国正税帳では掾・目の部内巡行の際の従者は一人である場合と二人である場合とが存し、二人の従者がつくのは「春夏正税出挙」、「二寺稻春夏出挙」、「檢校水田」、「責計帳手実」、「向京調庸布」と、いずれも前出の出挙・検田・計帳・収納に関わる事柄であって、これらが国務の中核をなすものとして重視されていたことを窺わせる。したがって解文第十六条の検田については、当然任用国司を国使として起用し、国務執行に当たらせるという慣行は認めてしかるべきである。

ところが、一方で、前掲史料dの丹波国の調物使蔭孫藤原高枝や天曆元年閏七月二十三日官符に記された国司による弁済使私置などに見られるように、国司が自己の配下の者を国使に登用しようとする動きは、既に十世紀中葉前後には存在していたことにも留意しておかねばなるまい。但し、丹波国の例では、調物使と余部郷専当の檢校（雑色人郡司）、つまり国司と郡司の協業が円滑に行われており、王臣家等に対しても国郡務を強力に遂行しようとしているので、国使―郡司関係は良好であったと言える。しかし、弁済使私置に関しては、綱領郡司の任務遂行の妨げになると記されており、弊害をなしていた。弁済使は国使とはやや性格を異にするが、国司の私的な従者が国務に関与した例であり、従来の任

用国司起用とは異なる形態での国務遂行のケースとして、参考までに掲げたが、これに類する国使―郡司関係の不調の場合、その典型的事例が尾張国解文の記載に窺われるのである。

尾張国解文の中で守藤原元命側の行為に対する糾弾としてくり返し登場する事項として、下行すべきものを下行せず、一方で従来の慣例を無視した徵税・收奪を実施すること、そしてこれらを実行する国使として起用された子弟・郎等達の行動が挙げられる(第三・五・八・十一・十二・十三・十五・十六・十七・十九・二十六・二十七・二十九条)。特に第八条は「一請被裁断代々国宰分附新古絹布并米類等、自郡司・百姓烟責取事」とあり、前節で触れたような、徵税請負の責任から解放された筈の郡司に対して、「古物等、寔雖録載帳面、有名無実也、仍代々国吏更無責徵、其由何者、或負名死去及四五十年、或負名逃散已数千余人也」と処理されてきた往代負名の未進分を強引に責徴しようとしたことが問題になっている²²⁾。以上のような国使の非法、子弟・郎等の濫行に関しては、『将門記』承平八年二月条の武藏権守興世王と足立郡司判官代武藏武芝との争いの原因Ⅱ「代々国宰、不求郡中之欠負、往々刺史、更無違期之譴責。而件權守、正任未到之間、推擬入部者。武芝検案内、此国為承前之例、正任以前、輒不入部之色者。国司偏称郡司之無礼、恣発兵仗、押而入部矣。武芝為恐公事、暫匿山野。如案、襲来武芝之所々舍宅・縁辺之民家、掃底搜取、所遺之舍宅檢封棄去也」にも例を見出すことができ、ここでも徵税請負を責務としない郡司からの徵税・收奪が非難されていることがわかる。これらの例によると、十世紀の郡司には原則として徵税請負の責任が課せられていなかったこ

とが改めて確認できよう。

ところで、これらの例では郡司は国司・国使に抵抗することができず、武芝の如く、山野に匿れるか、尾張国解文のように、国司・国使の誅求を訴えるしかなかったようである。では、郡司は全く無力であったのだろうか²³⁾。徵税請負の責務は課せられないとして、郡司にはどのような役割が存したのであろうか。次にこの点を尾張国解文から読み取ってみたい。先述のように、守元命への非難として、下行すべきものを下行しないという点が存した。「不充行諸駅伝食料并駅子口分田百五十六町直米」(第十一条)、「不下行三箇年所駅家雜用准額六千七百九十五束」(第十二条)などの駅伝関係、「不宛行三箇年池溝并救急料稻万二千余束」(第十三条)、「用殘官物、非當時之所納、已旧代分附之者、須以如此之物、下符借貸、宛下農料者也」なのに、農料が下行されない(第十七条)といった勸農関係の事項等にそのような指摘が見える。これらのうち、池溝料に関しては「以郡司之私物、纔堤堰千流之池溝、以百姓之乏貯、僅築固万河之広深」とあり、郡司を中心とする在地の人々が肩代りして負担していることがわかり、その他、郡司は農時への目配りに努め(第三条)、農料が下行されないことについて、「然則貧弊之人民・無頼之郡司、抱愁為枕」(第十七条)という具合で、勸農面に留意する姿が窺われる。また駅伝関係に関しても、「何為郡司・百姓、致事煩哉」(第十一条)とあるのは、料物の下行がなくても、結局は郡司等が肩代りして負担したのではないかと推定され(伊勢公卿勅使の送迎の例なども参照)、駅伝維持に努力していることが知られる。即ち、勸農の実施、交通面など、在地として保持すべき機能を郡司が支えようと

する様子が看取され、このような面での在地機能の維持こそ郡司が担うべき役割であり、それ故に負担を肩代りしてでも面目を保つ必要があったのではあるまいか。

以上、尾張国解文を中心に国使―郡司関係のあり方と郡司の役割を見た。徴税以外の面でも郡司の郡務遂行には国の後ろ盾が必要な場面が多く見られ、国使―郡司の関係が崩れると、郡務遂行が困難になるという事態に陥っていたのである。徴税面以外での国使の活躍例としては、正暦二年三月十二日・十四日大和国使牒（平三四七・三五〇）に引用された同月七日付の国符の「郡宜承知、官人并使相共、且臨田頭、且對檢寺社所領公驗等、依実任理弁定、早以言上」、「郡司承知、与使者共弁決言上」という記述が掲げられ、ここでは土地の帰属認定に際して郡司と国使の協業が指示されている。その調査結果を東大寺に報告しているのは国使であり、やはり徴税面以外でも国・国使が矢面に立っているのである。また長保元年八月二十七日大和国司解（平三八五）では、早米使藤原良信殺害事件について、城下郡は「犯人は」或奸濫對捍国務、遁避官物、兼成国内強窃盜放火殺害犯之者、仮件庄園威、年来之間所居住也云々、其不善之漸、遂及于殺害国使歟」と報告していること、十一世紀代の事例であるが、天喜元年八月二十六日官宣旨案所引八月八日付伊賀国名張郡司解（平七〇四）には、官使山重成・紀安武、国使大判官代壬生正助、郡司範輔が東大寺領の調査に赴いたところ、国使は寺家側に擄捕され、郡司は僅かに官使を救って脱出したとあることなどの例によっても、郡司は不善之輩が郡内に居住していることや東大寺の土地侵略行為を知りながら、在地の情勢は言上するものの、実力行使は国

使に依存していることがわかり、国使―郡司関係が郡務の様々な面に及んでいると見ることができ⁵⁴。そして、このような国衙の後ろ盾を強力に得たことが、徴税面での徴税請負の責務からの解放と相俟って、九世紀後半に郡司就任を忌避していた人々が再び郡務に結集することを可能にし、十世紀の雑色人郡司の定着を支えた要因であったと評価したい。

但し、以上のような国使―郡司関係は、『将門記』の武蔵権守興世王や尾張国解文の尾張守藤原元命の例に観察されるように、十世紀代にはまだ安定した機構となっておらず、国司の執政方針に左右され、不調の場合には国郡務運営に大きな支障を惹起した。この時期に頻発する国司苛政上訴に郡司・書生らが加わっている事例が見られるのは、こうした国郡務の混乱の場合を示している⁵⁵。別稿で触れたように、十世紀末～十一世紀半ば頃には受領郎等と目される所目代とともに「所」の構成員たる書生・判官代が勘申を行い、また書生・判官代が国使として活躍する例が存するなど、在地勢力の意見を充分に参考にした国務運営が成立しており、別稿ではこの時期を在庁官人制の確立ととらえた。これ以後国司苛政上訴が見られなくなるのは、在地勢力にとっても満足のいく国郡務運営が定着したためと考えることができる。この段階では国使には在地情勢を充分に知った者が起用されるようになっており、国使―郡司関係は定立したと見なしたい。十世紀後半～十一世紀半ばの国務運営の様相を窺わせる『高山寺本古往来』によると、武者の子孫松影は税所判官代から京上官米押領使に差点された旨を告げられている（五）が、それは「代々為運米押領使勤仕公事之由、郡司・書生之間、有所伝言」（六）という点が国司の耳に達したためであるという。つまり国司は郡

司等の意向も聴取しながら、使者選定を行っているのであり、国使派遣の際にも同様の状況が想定され、国使―郡司による協業、国郡務執行が実現したのだと思われる。⁸⁶⁾

では、以上のような国使―郡司関係や雑色人郡司による郡務遂行はどのように展開して行くのであろうか。最後に十一世紀以降の郡司制度の様相を検討し、地方支配の中での位置づけやその変遷を探ることとした。⁸⁷⁾

(以下、次号)

註

(1) 後述のように、私は雑色人郡司という用語が相応しいと考えているが、研究史上の用語であるので、雑色人郡司の方を用いるべしとする説明の箇所までは「国衙官人郡司」と表記する。

(2) 高田実「中世初期国衙機構と郡司層」(『東京教育大学文学部紀要』六六、一九六八年)、泉谷康夫「平安時代における郡司制度の変遷」(『日本古代学論集』一九七九年)、鈴木国弘「惣地頭職」成立の歴史的前提」(『日本史研究』一一四、一九七〇年)、松岡久人「郷司の成立について」(『歴史学研究』二二五、一九五八年)など。

(3) 山口英男「地方豪族と郡司」(『古代史研究の最前線』第一巻、雄山閣、一九八六年)の用語を用いた。

(4) 森田悌「平安中期郡司についての考察」(『日本歴史』三一九、一九七四年)。

(5) 山口註(3)論文、高橋浩明「伊賀国薦生牧争論と十世紀の郡司制」(『国史学』一三一、一九八七年)、加藤友康「九・一〇世紀の郡

司について」(『歴史評論』四六四、一九八八年)など。

(6) 拙稿「律令国家における郡司任用方法とその変遷」(『弘前大学国史研究』二〇一、一九九六年)。

(7) 泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」(『古代文化』二九の一、一九七七年)、飯沼賢司「在庁官人制成立の一視角」(『日本社会史研究』二〇、一九七九年)、関幸彦「国衙機構の研究」(吉川弘文館、一九八四年)など。

(8) 拙稿「国書生に関する基礎的考察」(『日本律令制論集』下巻、吉川弘文館、一九九三年)。以下、別稿はこれを指す。

(9) 錦織勲 a「平安末期の郡司と郷司」(『日本史研究』三四三、一九九一年)、b「中世成立期の国衙領支配と郡司」(『史学研究』二〇一、一九九三年)、c「平安末期安芸国高田郡の政治問題」(『日本歴史』五二六、一九九二年)など。

(10) 山口英男「十世紀の国郡行政機構」(『史学雑誌』一〇〇の九、一九九一年)でも同様の視点からの考察が行われている。但し、八・九世紀の郡司制度の把握や新興層の動向、譜第郡領の存続などの理解、また国衙機構の評価等では若干見解を異にする点もあり、私なりの検討を試みる次第である。

(11) 高田註(2)論文、山口註(3)・(10)論文、不破英紀「国衙官人郡司制の成立事情」(『龍谷史壇』九五、一九八九年)、平野岳美「尾張国解文」における郡司について」(『古代王権と交流』四、名著出版、一九九六年)など。

(12) 足利健亮・金田章裕・田島公「美濃国池田郡の条里」(『史林』七〇の三、一九八七年)が紹介する長元八年十二月二十五日美濃国池田

郡司五百木部惟茂解の郡判には、四度使散位五百木部宿祢、郡務使五百木部、郡司紀奉光が署名しており、その他、治暦元年（伊勢国度会郡・平九九六）の事例も複数の署名例である。

(13) 高田註(2) 論文。

(14) 不破註(11) 論文は行事―国司代―国目代―勾当―檢校―郡老―正員郡司―擬任郡司の序列を推定するが、各名称の登場時期や地域差への顧慮が不充分であり、また実例に就いて見ると、必ずしも単純には決め難いところがあるので、支持できない。

(15) 不破註(11) 論文三六頁は、後述の延喜二年官符によって中央下級官人が「国衙官人郡司」に任用されるようになったと見る。但し、三七頁で触れられているように、中央下級官人といっても、実際には肩書のみであって、在地の有力者という性格の方に注意すべきである。

(16) 賦役令簿符条には「符雖未至、驗位記灼然実者亦免」とあるので、甲が調絹を負担していたのは、「位記灼然」という状況でもないかと判断されたためと見なされる。

(17) 山口英男「平安時代の国衙と在地勢力」(『国史学』一五六、一九九五年) 九六頁。註(8) 拙稿三〇六頁でも国衙内での争いと見たが、本稿のように訂正したい。

(18) 森田註(4)、不破註(11)、山口註(10) 論文など。註(8) 拙稿三〇七頁―三〇八頁でもこの点に言及している。

(19) この史料解釈は山口註(10) 論文六頁の指摘を参考にした。

(20) 山口註(10) 論文が既にこの用語を用いている。但し、山口氏は国衙勤務者も含めて雑色人の役割を考えているが、国衙の判官代と郡務は別と見なされ、国務、郡務各々で雑色人の成立と役割を検討すべき

であると思うので、本稿では郡務にのみ関わる人々を雑色人郡司と呼ぶことにしたい。なお、雑色人全般の用語・語義については坂本太郎「古代における雑色人の意義について」(『日本古代史の基礎的研究』下、東大出版会、一九六四年)、国衙の雑色人については註(8) 拙稿を参照。

(21) 泉谷註(2) 論文、不破註(11) 論文。

(22) 拙稿「試郡司・読奏・任郡司ノート」(高知大学人文学部人文学科『人文科学研究』五、一九九七年)。

(23) 渡辺直彦「諸国檢非違使・檢非違所の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、一九七二年)によると、諸国檢非違使の初見は『文徳実録』斉衡二年三月乙巳条の大和国のものであり、当初畿内近国を中心に史料に現れるが、九世紀後半には東国や西国にも見えていたので、国衙の治安維持機構の整備が行われていたことが知られる。

(24) 弁済使については、勝山清次「『弁済使』の成立について」(『日本史研究』一五〇・一五一、一九七五年) 参照。

(25) 高田、泉谷註(2)、山口註(10) 論文なども国使の役割に注目している。

(26) 高田註(2)、山口註(10) 論文なども高枝を国使と見る。

(27) 大津透「撰関期の国家構造」(『古代文化』四八の二、一九九六年) 三八頁でもこの点に言及されている。

(28) 坂上康俊「負名体制の成立」(『史学雑誌』九四の二、一九八五年)。

(29) 小川弘和「八―十一世紀における国郡「勘申」と土地支配体制」

『歴史』八五、一九九五年) 四四頁でも同様の指摘が行われている。

(30) 国司の部内巡行の様相については、亀田隆之「古代の勸農政策とその性格」(『日本経済史大系』1、東大出版会、一九六五年)を参照。

(31) 東野治之「平安前期制度史小考一題」(『日本古代の法と社会』吉川弘文館、一九九五年)。

(32) 坂上註(28)論文。

(33) 『将門記』では将門が自発的に上述の争いに介入したように記してあるが、九世紀末〜十世紀初の法令に見えるように、郡司・百姓が王臣家等の武力を借りて、国司に対抗するという形も視野に入れてよいのではあるまいか。なお、平野註(11)論文でも、以下の私見と同様の指摘が行われている。

(34) 小川註(29)論文は、十世紀における郡司層の国衙進出による国郡行政の一体化現象とは、郡機能の強化ではなく、国衙機能の充実であったととらえており、国使―郡司による郡務執行を重視する本稿においても、こうした側面が大きかったものと考ええる。

(35) 『左経記』万寿三年四月二十三日条、治安元年六月三日条(伊賀)、『紀略』万寿三年四月二十三日条(伊勢)、『御堂関白記』寛弘五年二月二十七日、長和五年八月二十五日条(尾張)、同長和元年十二月九日条(加賀)、『小右記』寛仁三年七月十四日条(丹波)などの例が存する。

(36) この時期の国使の様相について、最近の研究として、小泉幸恵「十一世紀の国衙支配と勘済使」(『中世成立期の歴史像』東京堂、一九九三年)を参照。

(もり・きみゆき 高知大学人文学部助教授)